

厚生年金基金解散後の 代替制度の選択肢について

- 2013年6月に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図ることを目的として「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下、健全化法)が成立し、**厚生年金基金制度の見直しについては関連する政省令等と併せて2014年4月1日に施行されました。**
- 健全化法においては、厚生年金基金制度について、**他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等**を行うものとされております。

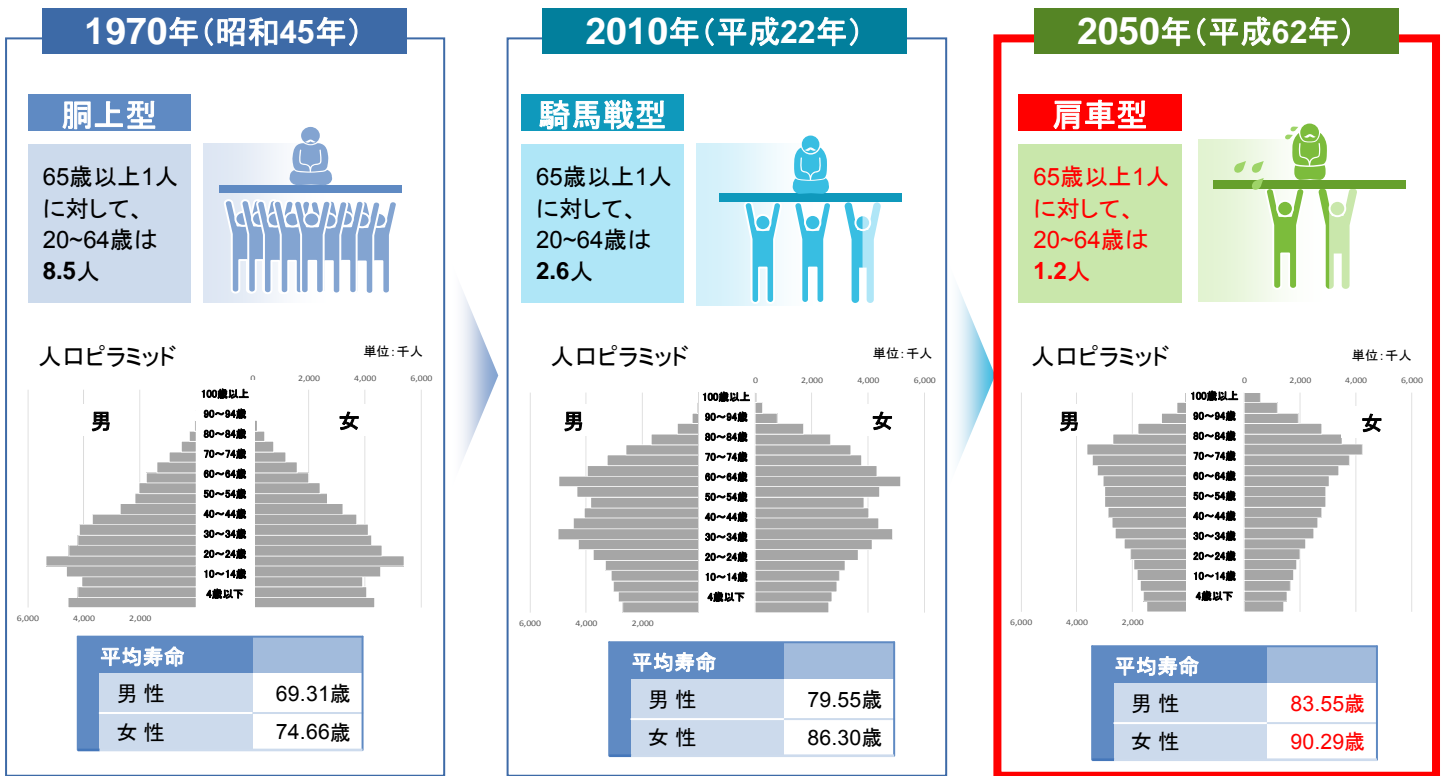
改正法の主な内容

1. 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
2. 施行日から**5年間の時限措置**として**特例解散制度**を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
3. 施行日から5年後以降、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動**できる。
4. 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行**について特例を設ける。

目次

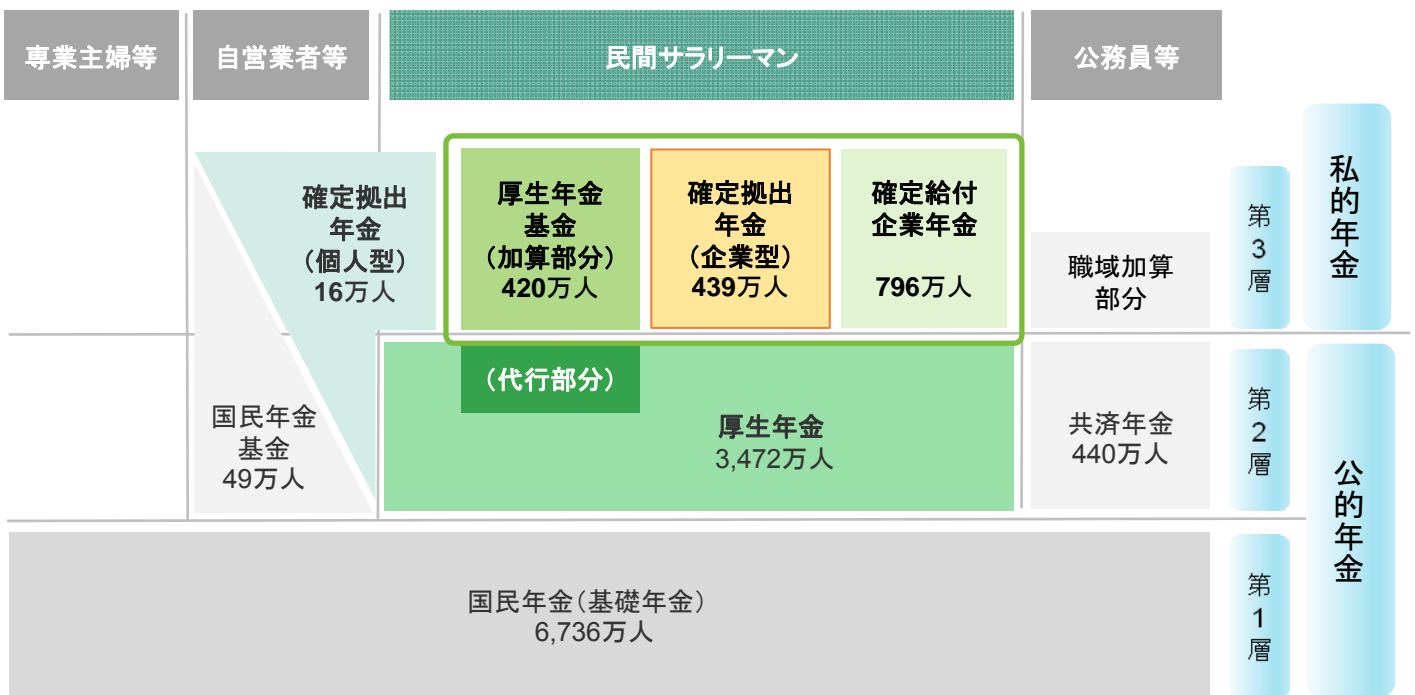
1	人口構造の変化(超高齢化社会への準備が必要).....	3
2	年金制度の仕組み(上乘年金制度の変化).....	3
3	公的年金の支給開始年齢・平均給付モデルと家計統計.....	4
4	厚生年金基金制度(役割、掛金と給付の仕組み).....	5
5	自助努力型制度の必要性.....	6
6	厚生年金基金解散後の選択肢(残余財産持込みの場合).....	7
7	厚生年金基金解散後の選択肢(残余財産持込まない場合).....	8
8	確定給付企業年金(DB)【規約型】の概要.....	9
9	確定拠出年金(DC)【企業型】の概要.....	10
10	確定拠出年金(DC)【企業型】の特典 マatching拠出.....	11
11	Matching拠出の節税効果の検証.....	12
12	確定拠出年金(DC)【企業型】活用のポイント.....	13
13	確定拠出年金(DC)【個人型】の概要.....	14
14	確定拠出年金(DC)【個人型】の手続き.....	15
	【ご参考①】主な従業員給付制度等の比較.....	17・18
	【ご参考②】代替制度決定のためのポイント.....	19・20
	代替制度決定のためのポイントスコアリング.....	21

1.人口構造の変化 (超高齢化社会への準備が必要)



出所) 1970年:総務省統計局「国勢調査報告」
 2010年:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位(死亡中位)による推計結果
 平均寿命:内閣府「将来推計人口でみる50年後の日本」/平成25年版高齢社会白書(全体版)による推計結果

2.年金制度の仕組み (上乘年金制度の変化)



出所)厚生労働省HP「年金制度の仕組み平成25年3月末日」

3. 公的年金の支給開始年齢・平均給付モデルと家計統計

■ 支給開始年齢

老齢基礎年金の支給開始年齢：**65歳**

老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢：**下表のとおり**

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
男子 ~ 昭28.4.1 女子 ~ 昭33.4.1	●					
男子 昭28.4.2~30.4.1 女子 昭33.4.2~35.4.1		●				
男子 昭30.4.2~32.4.1 女子 昭35.4.2~37.4.1			●			
男子 昭32.4.2~34.4.1 女子 昭37.4.2~39.4.1				●		
男子 昭34.4.2~36.4.1 女子 昭39.4.2~41.4.1					●	
男子 昭36.4.2~ 女子 昭41.4.2~						●

■ 標準的な支給月額

夫婦二人世帯モデル

夫の年金 約 15.1万円

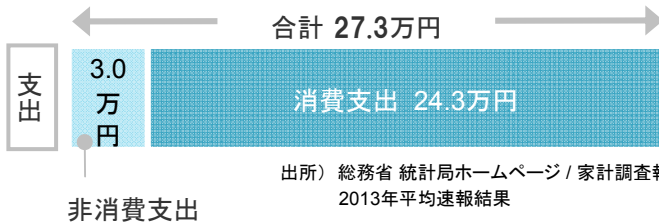
妻の年金 約 6.4万円

合計 約 21.5万円

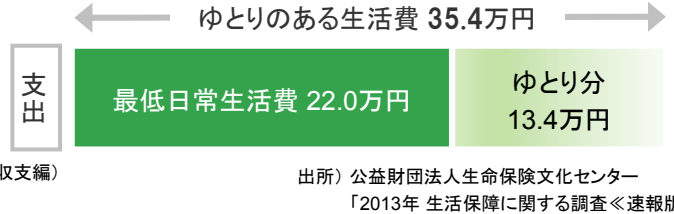
出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—2014年財政検証結果—(従来モデル)」

統計1 高齢夫婦の無職世帯※の家計(月額)

※夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦の無職世帯



統計2 ゆとりのある生活費(月額)



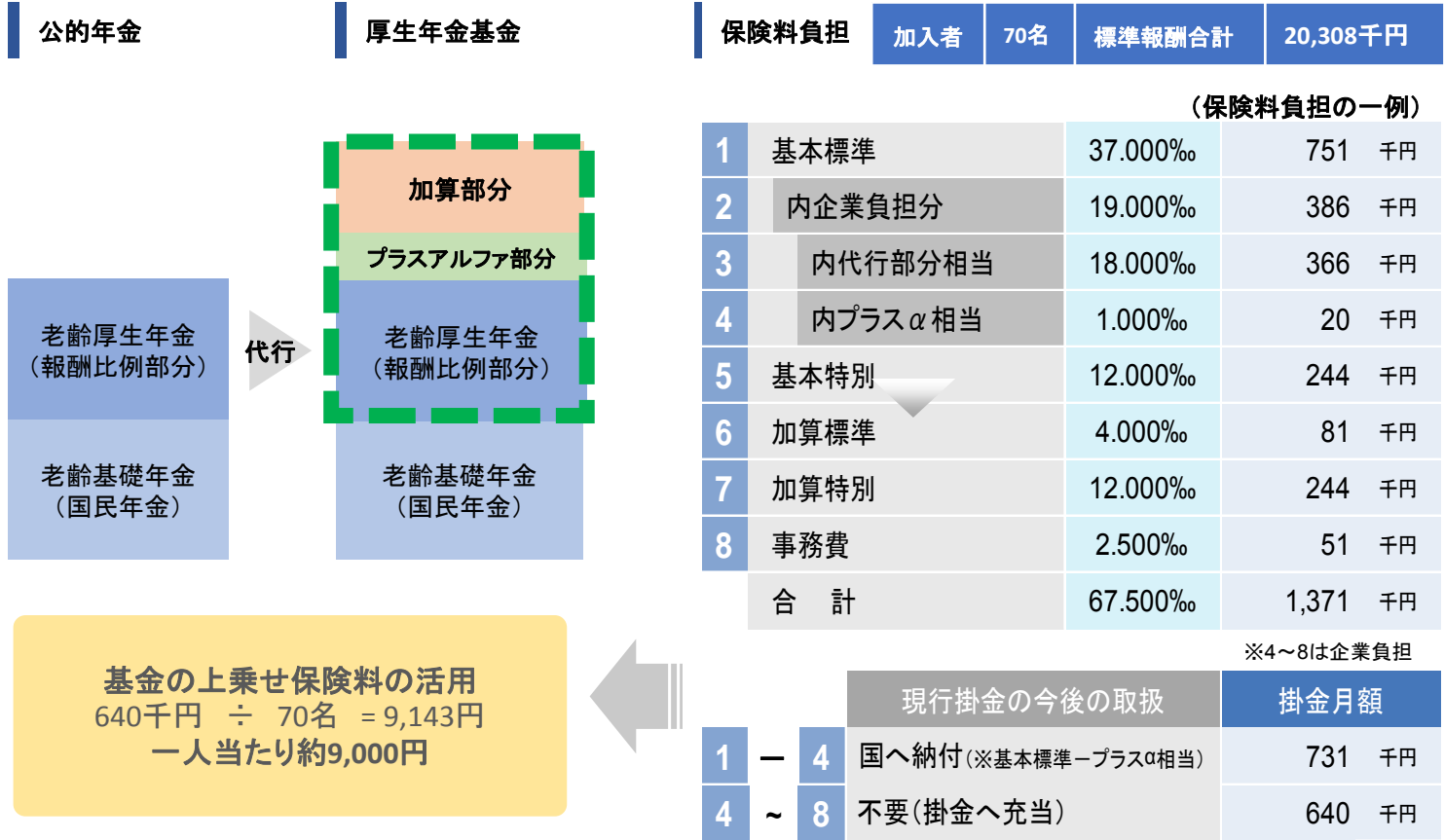
	高齢夫婦無職世帯の支出	不足分
夫婦月額	27.3万円	5.8万円
80歳まで15年間	4,914万円	1,044万円
85歳まで20年間	6,552万円	1,392万円
90歳まで25年間	8,190万円	1,740万円

	ゆとりのある生活費	不足分
夫婦月額	35.4万円	13.9万円
80歳まで15年間	6,372万円	2,502万円
85歳まで20年間	8,496万円	3,336万円
90歳まで25年間	10,620万円	4,170万円

注: 不足分は65歳以降の分を表しております。

4.厚生年金基金制度（仕組み、掛金と給付の例）

厚生年金基金は、国の厚生年金の一部を、国に代わって支給するとともに、独自の上乗せ給付を行うことにより、加入者の老後生活の安定のために設立されました。



加算部分等の概算平均給付【2011年度(平成23年度)】

(一時金100%選択者(近年の新規裁定者の約半数)を除く)

月額	年額
16千円	192千円

15年間の年金給付総額 2,880千円

選択一時金額
給付期間15年・給付利率5.5%と仮定
当該現価率を使用して算出 1,971千円

出所) 厚生労働省HP「厚生年金基金に関する基礎資料」
(社会保障審議会企業年金部会(平成25年10月29日)参考資料)

注 個別の基金の給付水準については、
ご加入厚生年金基金規約を確認する必要があります。

DC制度積立額の目安(一例)

DC掛金	A案	B案
月額	604千円	295千円
年額	7,248千円	3,540千円

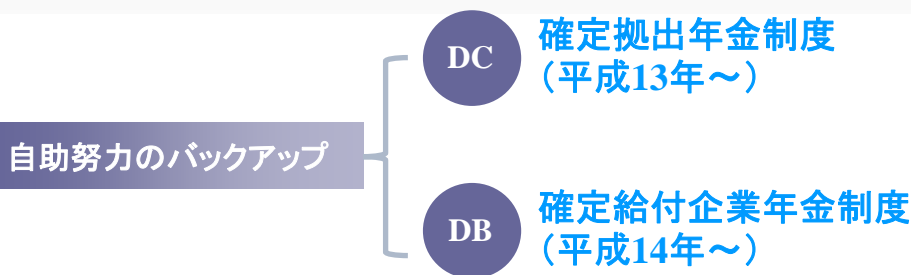
勤続年数	掛金月額
5年未満	5,000円
5年以上20年未満	9,000円
20年以上	13,000円

勤続年数	掛金月額
5年未満	3,000円
5年以上20年未満	4,000円
20年以上	6,000円

DC導入時	積立期間	A案	B案
22歳	38年	4,728千円	2,196千円
30歳	30年	4,104千円	1,872千円
40歳	20年	3,024千円	1,392千円
50歳	10年	1,560千円	720千円

5. 自助努力型制度の必要性

- 少子高齢化が進展するなかで、「世代間扶養型」の公的年金のみで国民全体の高齢期の生活を支え切るのは難しくなりつつあります。
- 「自助努力型」の制度である企業年金等も活用のうえ、国・企業・個人が相まって高齢期に向けての資産形成をしていく取り組みが必要となってきました。

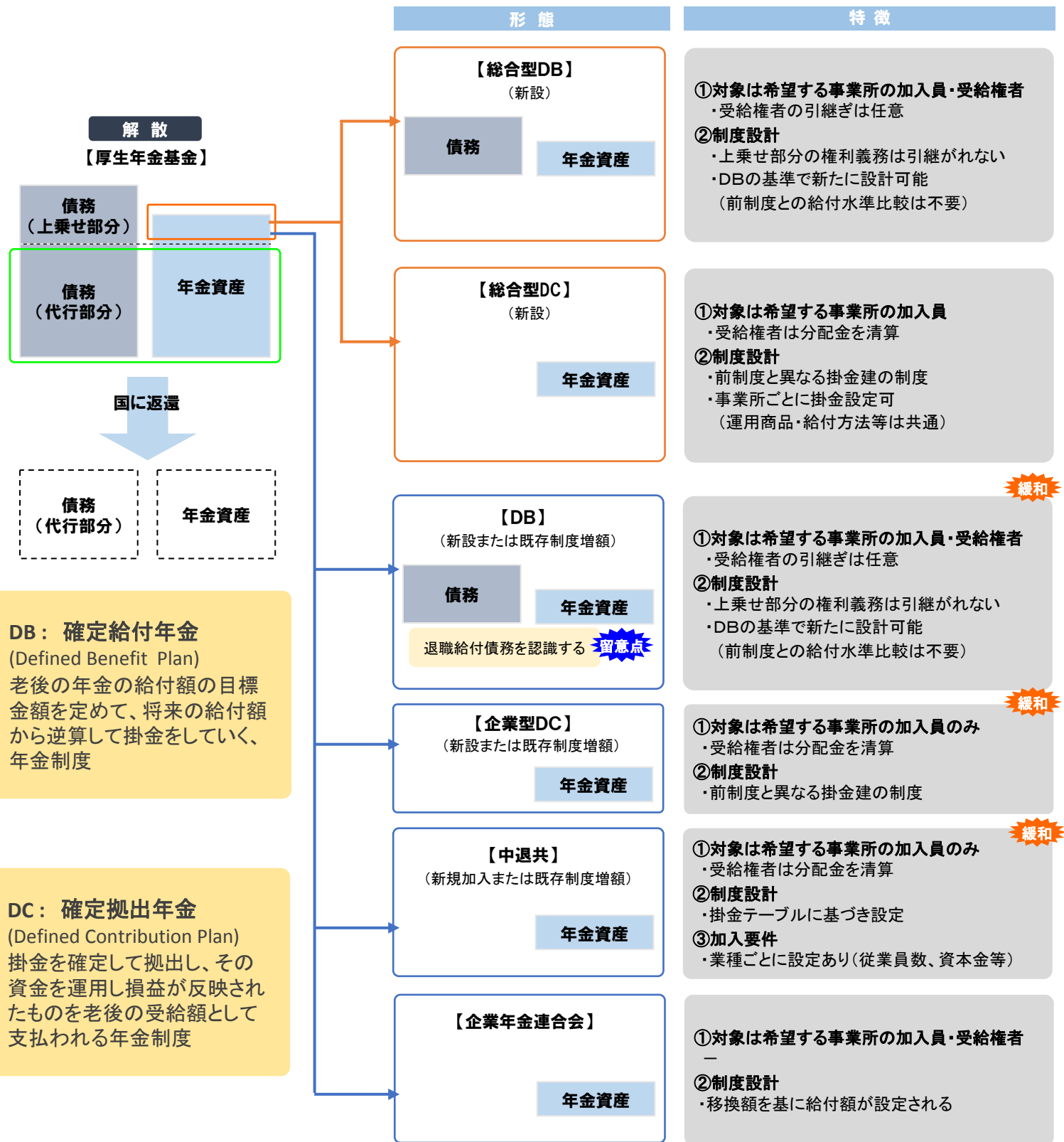


平成24年1月施行
年金確保支援法
DC・マッチング拠出

公的年金(世代間扶養型)と私的年金(自助努力型)の比較

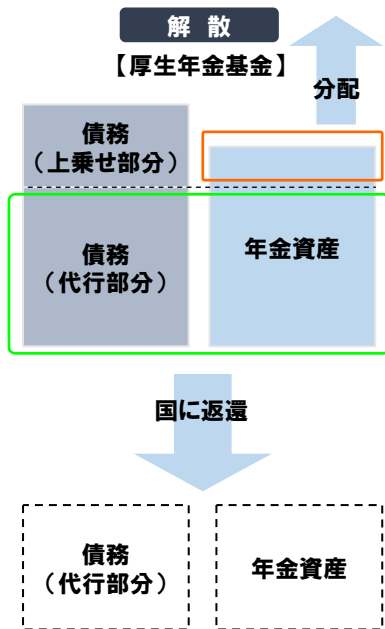
	公的年金	私的年金
該当する制度	<ul style="list-style-type: none"> • 国民年金・厚生年金など 	<ul style="list-style-type: none"> • 企業年金(確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)・厚生年金基金)など
財政方式	<ul style="list-style-type: none"> • 世代間扶養型(賦課方式) 	<ul style="list-style-type: none"> • 自助努力型(積立方式)
考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の受給者の給付に必要な費用をその時点の加入者等からの保険料で賄う考え方。 	<ul style="list-style-type: none"> • 将来の自分(自社)の給付に必要な原資をあらかじめ積み立てる考え方。
人口構造との関係	<ul style="list-style-type: none"> • 受給者への給付と加入者等からの負担のバランスが重要であるため人口構造の変化の影響を受け易い。 • 少子高齢化が進むと財政は厳しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 自分(自社)のための積み立てであるため人口構造の変化の影響を受け難い。
経済情勢との関係	<ul style="list-style-type: none"> • インフレの際には加入者等の負担を増やすことにより実質的な給付の価値を確保することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> • インフレの際には実質的な給付の価値の低下に繋がることがある。 • 運用損益に連動して会社の負担額や個人の受取額が変動する。

6.厚生年金基金解散後の選択肢(残余財産持込みの場合)



※上記複数の制度を組み合わせて利用することも可能です。

7.厚生年金基金解散後の選択肢(残余財産持込まない場合)



形態	特徴
【DB】 (新設または既存制度増額) 債務 給付額 退職給付債務を認識する 留意点	①対象は希望する事業所の加入員 ・加入者・受給権者は分配金があれば清算 ②制度設計 ・DBの基準で新たに設計可能
【企業型DC】 (新設または既存制度増額) 掛金+運用益	①対象は希望する事業所の加入員のみ ・受給権者は分配金を清算 ②制度設計 ・前制度と異なる掛金建の制度
【中退共】 (新規加入または既存制度増額) 給付額	①対象は希望する事業所の加入員のみ ・加入者・受給権者は分配金があれば清算 ②制度設計 ・掛金テーブルに基づき設定 ③加入要件 ・業種ごとに設定あり(従業員数、資本金等)
【特退共】 給付額	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・特定退職金共済団体による運営
【退職金】 債務 給付額 退職給付債務を認識する 留意点	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・退職時に分配額を控除して支給する措置等の社内規程改訂等が必要
【個人型DC】 掛金+運用益	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・加入者本人が規約に基づき運営
【保険】	①対象は加入員のみ ②制度設計 ・保険会社と相談
【その他】	・別途手当新設、給与上乗せ、独自の制度等
【何もしない】	

※上記複数の制度を組み合わせることも可能です。

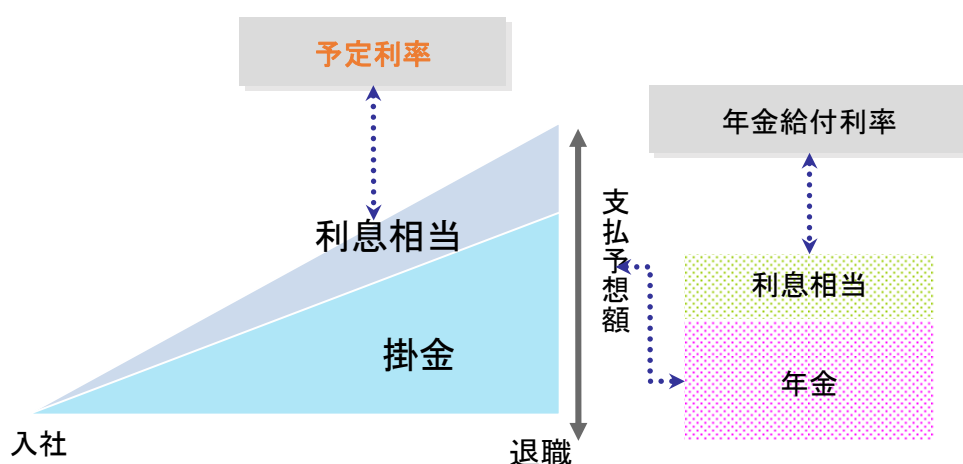
8. 確定給付企業年金 (DB)【規約型】の概要

Point

運営コストを考慮すると
200人以上の事業所様に適した選択肢と考えられます

特徴

- 労使合意による年金規約に基づき、「企業」と「受託機関」が契約。社外積立として年金資産を管理・運用し、給付するもので、企業は規約に基づき各月の掛金を拠出していきます。
- 企業の拠出する掛金は**全額が損金算入**の対象となり、**税制面(法人税)の優遇**を享受することができます。
- 加入者が退職した場合、退職時に一時金で受取ります、年金方式で受取る場合は原則として**60歳から**受け取ります。
- 受取り時は**退職所得控除**の適用を受けることができます。
- 制度の掛金は予定利率や退職率等の前提条件により設定され、実績とのかい離により過不足金が生じます。不足が発生した場合は実施企業が**追加資金**を拠出する必要があります。
- 受給権保護の観点から、**財政検証**が行われ、一定以上の**積立水準維持**が義務付けられます。



掛金 = 標準掛金 + 特別掛金

9.確定拠出年金(DC)【企業型】の概要

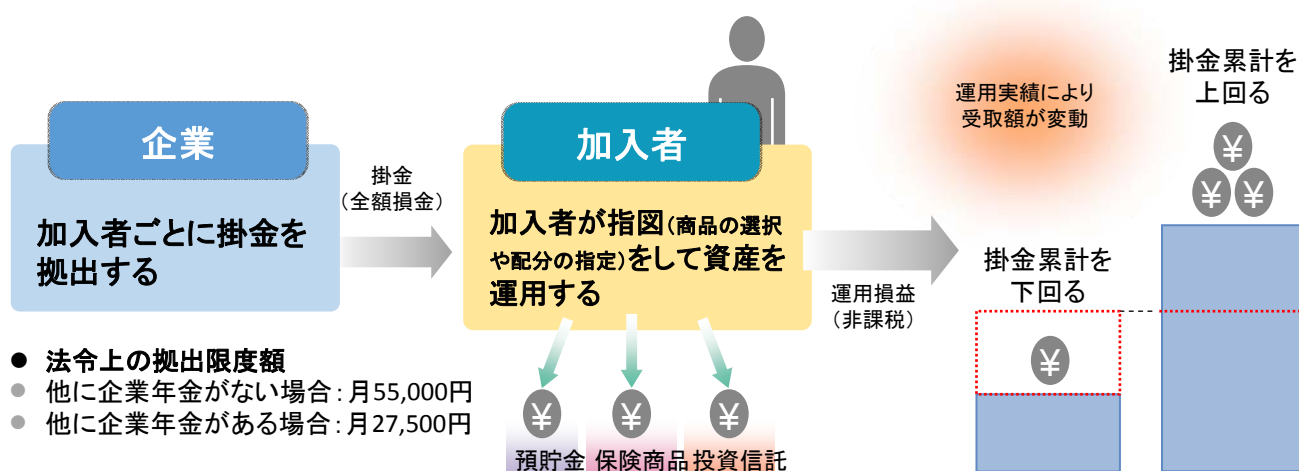
Point

運営コストを考慮すると
30人以上の事業所様に適した選択肢と考えられます

特徴

- 企業は加入者ごとのDC専用口座に各月の掛金を拠出していきます。
- 企業の拠出する掛金は**全額が損金算入**の対象となり、**税制面(法人税)の優遇**を享受することができます。
- 加入者は各月の掛金ならびに積立資産について**運用の指図**を行い、資産を形成していきます。
- **運用収益は非課税**の取り扱いとなります。(積立資産に対する特別法人税の課税は凍結されております。)
- 加入者の受取額は**資産運用の実績により変動(増減)**していきます。(受取額が掛金累計に満たないこともあります。)
- 加入者は掛金累計と運用損益の合計を原則として**60歳以降**に一時金又は年金で受け取ります。

イメージ



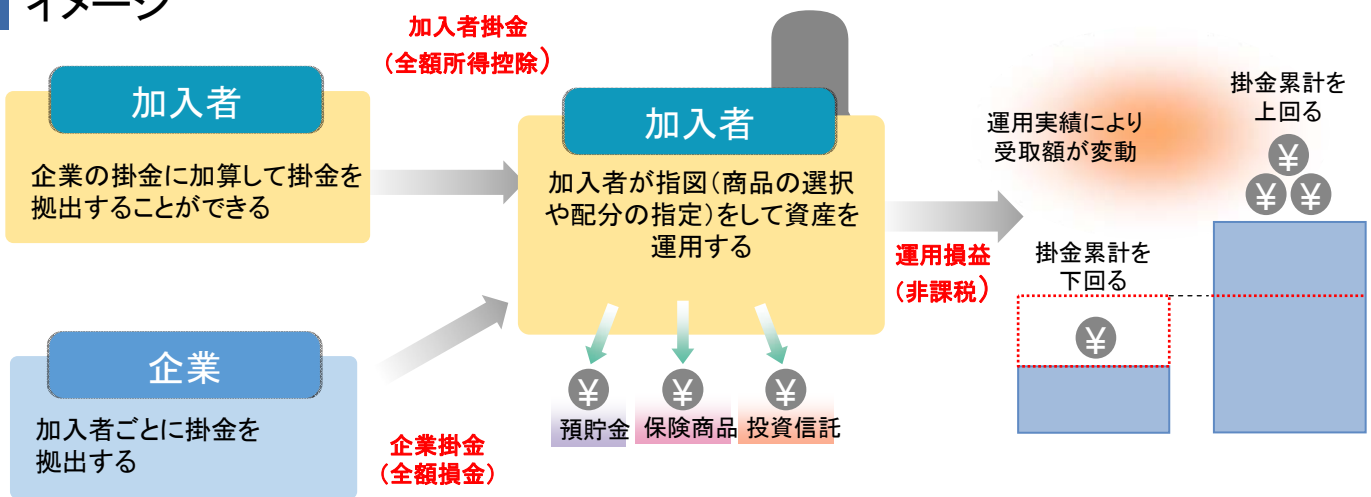
10.確定拠出年金(DC)【企業型】の特典 マatching拠出

Point

社員の自助努力のためには
多くの税制優遇制度が適用されます

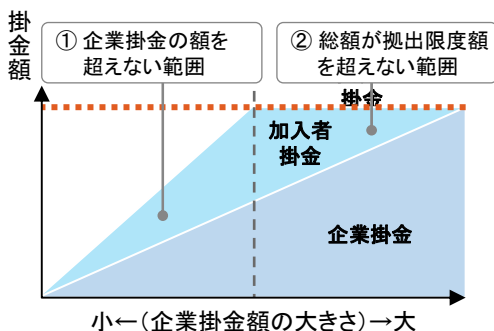
- マatching拠出(加入者拠出)の掛金は**全額が所得控除**(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、**税制面(所得税・住民税)の優遇**を享受することができます。

イメージ



加入者掛金の制約

- ① 加入者掛金は、企業掛金の額を超えない範囲
- ② 企業掛金と加入者掛金の総額は、法令上の拠出限度額を超えない範囲



法令上の拠出限度額

※2014年10月より

- ・他に企業年金がない場合: 月55,000円
- ・他に企業年金がある場合: 月27,500円

11. マatching拠出の節税効果の検証

所得税			
課税対象額に応じて税率等が異なります。 (単位:万円)			
	年収300万円	年収500万円	年収700万円
給与所得控除後の金額	192	346	510
社会保険料控除	42	70	98
基礎控除	38	38	38
課税対象額	112	238	374
税率	5%	10%	20%
所得税控除額	0	10	43



住民税
税率(所得割)
一律10%

節税効果

- 加入者掛金はその全額が所得控除の対象となり所得税・住民税の課税対象額が減算されます。
- 「拠出年額」に「税率(所得税と住民税の合計概算税率)」を乗じることにより節税効果を試算することができます。

	年収300万円	年収500万円	年収700万円
合計概算税率	15%	16%	19%




節税効果のイメージ

年収500万円の方が毎月1万円のMatching拠出をしますと、年間2万円弱の節税効果が期待できます。
⇒ 年間12万円 × 16% = 1.92万円

- 上表は一定の前提条件をもとに試算している概算数値となります。実際の納税額等を例示するものではありません。
- 課税対象額は「年収 - 給与所得控除 - 所得控除」で算出しており、所得控除については「基礎控除」と「社会保険料控除」のみとしております。なお、社会保険料控除については年収の14%(概算率)としております。
- 合計概算税率は「所得税率 - 所得税控除額相当率(所得税控除額 / 課税対象額) + 住民税率(所得割)」の概算数値となります。
- 復興特別所得税・住民税均等割・住民税調整控除等は考慮していません。
- 住民税は実際には翌年以降に反映されますが、ここでは翌年の効果を当年の効果として節税効果を試算しております。

12.確定拠出年金(DC)【企業型】活用のポイント

企業側		
1	キャッシュフロー	<ul style="list-style-type: none"> 運用損失等による掛金の追加負担なし(積立不足の概念なし)
2	税制	<ul style="list-style-type: none"> 企業の掛金は全額が損金算入の対象(法人税の節税効果あり)
3	企業会計	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付債務(PBO)は認識不要 退職給付費用は安定
4	制度運営	<ul style="list-style-type: none"> 企業の人事政策(賃金・退職給付政策や60歳以降の継続雇用政策等)との調和が可能 人口構造の変化等の外部要因の影響を受け難い制度運営が可能(永続的な制度運営が可能)
5	投資教育	<ul style="list-style-type: none"> 加入者に対する投資教育が必要(セミナー・DVD・教本等により実施)
6	事務	<ul style="list-style-type: none"> 加入者の属性や掛金の管理・届出が必要 マッチング拠出(加入者拠出)の掛金は給与からの天引事務が必要
7	費用	<ul style="list-style-type: none"> 制度の運営管理・資産管理や投資教育等の費用が発生

加入者(従業員)側

1	税制	<ul style="list-style-type: none"> マッチング拠出(加入者拠出)の掛金は全額が所得控除の対象(所得税・住民税の節税効果あり) 運用収益は非課税(特別法人税の課税は凍結中)であり、効率的な資産形成が可能
2	運用指図	<ul style="list-style-type: none"> 加入者(従業員)が運用指図(運用商品の選択や資産配分の指定)を実施(運用実績により受取額が変動)
3	資産形成	<ul style="list-style-type: none"> 任意でマッチング拠出(加入者拠出)を活用することができ、柔軟に資産を形成していくことが可能(マッチング拠出(加入者拠出)は中断や再開が可能)
4	資産保全	<ul style="list-style-type: none"> 自己の資産として管理・保全
5	資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 原則として60歳以降に受け取り、高齢期の資金として活用

13.確定拠出年金(DC)【個人型】の概要

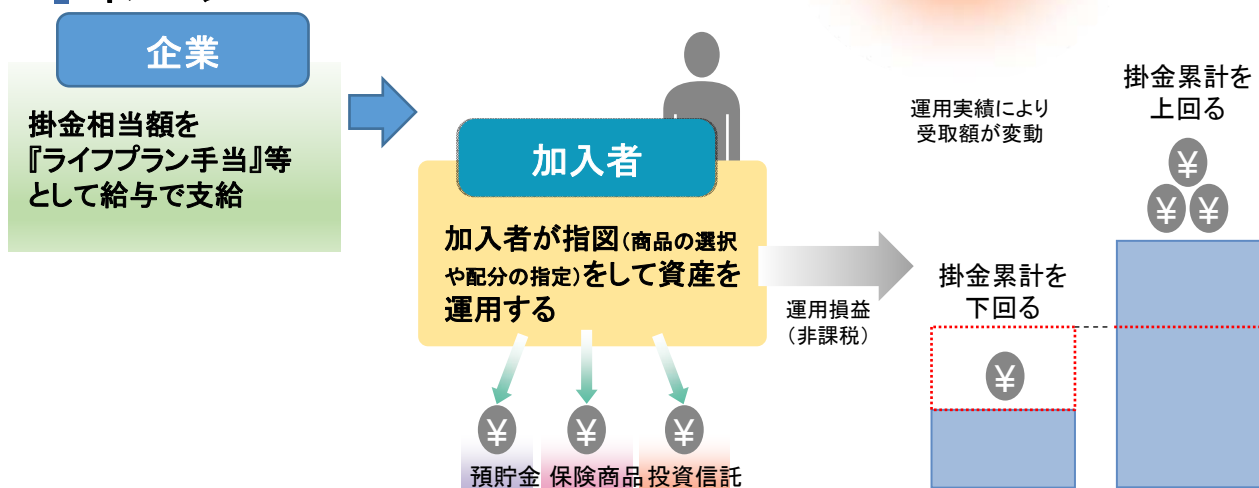
Point

運営コストを考慮すると
30人未満の事業所様に適した選択肢と考えられます

特徴

- 60歳未満の企業年金制度の無い会社にお勤めのサラリーマン等の方
- 加入者個人が掛金を積立します。(掛金限度額:月間2万3千円以下)
- 掛金は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となります。
- 加入者は各月の掛金ならびに積立資産について**運用の指図**を行い、資産を形成していきます。
- **運用収益は非課税**の取り扱いとなります。(積立資産に対する特別法人税の課税は凍結されております。)
- 加入者の受取額は**資産運用の実績により変動(増減)**していきます。(受取額が掛金累計に満たないこともあります。)
- 加入者は掛金累計と運用損益の合計を原則として**60歳以降**に一時金又は年金で受け取ります。
- 年金での受取りは公的年金等控除、一時金の受け取りは退職所得控除が適用されます。

イメージ



- ◆ 企業が掛金の一部又は全部を負担される形にされる場合は、給与に上乗せする形になります。
- ◆ 給与上乗せになると、所得税、社会保険料の対象となります。

14.確定拠出年金(DC)【個人型】の手続き

掛金納付方法	事業主払込	個人払込
申込時	加入資格の証明・事業所登録 (証明書※1に記入・押印)	同左
	事業主口座登録 (加入申出書※2の掛金引落口座情報欄への記入・押印) 事業所において初めて「事業主払込」をする場合のみ必要	対応不要
掛金	加入者の給与から控除して事業主が払込 (別途案内される当月の引落明細と前月の引落結果明細に基く)	加入者本人が払込 (加入者の口座から口座振替)
引落口座	事業主名義	加入者本人名義
	翌月26日(休日の場合は翌営業日)	同左
源泉徴収	個人型DCの掛金は「小規模企業共済等掛金」として所得控除の対象	同左
	社会保険料の金額と小規模共済等掛金の合計額を控除して源泉徴収税を計算 (システム更改や新たな給与ソフトの導入が必要となる場合あり)	「小規模企業共済等掛金払込証明書」が毎年10月に送付されるので、年末調整の添付書類として提出するよう説明
現況届	個人型DCへの加入資格に変動がないか年1回届出 (従業員分を取りまとめて、記録関連運営管理機関に提出)	同左
退職時	「退職者に係る掛金引落停止依頼書」の提出	加入者本人が対応
その他	事業主に関する登録事項の変更など届出	同左

書類正式名称

※1	事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書
※2	個人型年金加入申出書(第2号被保険者用)

- 詳細は国民年金基金連合会ホームページでご確認ください。
- 弊社の記録関連運営機関は日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社(JIS&T)です

【ご参考①】主な従業員給付制度等の比較

		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金・企業型 (企業型DC)	確定拠出年金・個人型 (個人型DC)
運営		会社	会社	個人
加入	役員	○(可能)	○(可能。但し60歳未満)	○(可能。但し60歳未満)
	従業員	○	○(60歳未満)	○(60歳未満)
掛金	負担者	事業主	事業主	従業員
	設定	将来の給付見込額を年金数理に基づき算出	定額方式もしくは給与比例方式 月額上限あり 27,500円以下(他の企業年金あり) 55,000円以下(他の企業年金無し)	月額上限あり 23,000円以下(企業年金の無い会社) 68,000円以下(自営業者)
	本人拠出	可	可(限度額あり)	可(限度額あり)
	税制	全額損金算入 (本人拠出分は生命保険料控除)	全額損金算入 (本人拠出分は全額所得控除)	全額所得控除
	運用	運用者	事業主	加入者個人
給付	支払先	加入者個人	加入者個人	加入者個人
	受取方法	一時金・年金ともに可 (但し、年金は受給資格を満たし 60歳以降支給開始が要件)	一時金・年金ともに可	一時金・年金ともに可
	金額	会社毎DB規約に定める	掛金累計と運用収益で決定する	掛金累計と運用収益で決定する
	支払時期	一時金は退職時 年金は60歳以降退職	60歳以降	60歳以降
	その他	—	勤続3年未満の自己都合・懲戒 解雇等による退職の場合、掛金 相当額の返還可能(本人拠出分除く)	—
離転職時の ポータビリティ	加入	就職企業の企業年金制度が受入れ可能な規約であればDB資産額を持込可能(法令)	前職の企業年金制度 ^{※1} における 脱退一時金及びDC積立金を持込可能	前職の企業年金制度 ^{※1} における 脱退一時金及びDC積立金を持込可能
	転出	DB積立金を転職先のDC制度持込可能	DC積立金を転職先のDC制度又は個人型DCに持込可能	DC積立金を転職先のDC制度持込可能
退職給付債務削減効果		効果なし	効果あり	—
手数料(制度運営事務費)		課金負担(大)	課金負担(中)	課金負担(中)
懲戒解雇等の給付減額		対応出来る	勤続3年以上は対応できない	—
特徴		予定運用利回りは企業が任意に設定(法令面の制約あり) (運用利回りと予定運用利回りの乖離分は掛金額変動 運用利回りが給付額に影響を及ぼさない)	利回りは運用次第 (運用収益は非課税) ライフプラン支援 (社員の自立効果)	利回りは運用次第 (運用収益は非課税) ライフプラン支援 (社員の自立効果)
問合せ先		りそな銀行 年金営業部 年金制度サービスGr 03-6704-3415	同左	同左

※1:企業年金制度とは、厚生年金基金、確定給付企業年金のことを言います

【ご参考①】主な従業員給付制度等の比較

		中小企業退職金共済 (中退共)	特定退職金共済 ^{※2} (特退共)	養老保険 ^{※3}
運営		独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部	特定退職金共済団体 (市町村や商工会議所)	各企業様
加入	役員	× (使用人兼務役員は加入可)	× (使用人兼務役員は加入可)	○ (可能)
	従業員	○	○ (65歳6ヶ月未満)	○
掛金	負担者	事業主	事業主	事業主
	設定	定額方式 5,000円～30,000円 (1,000円単位)	定額方式 1口1,000円で30口まで (1口単位)	設定次第
	本人拠出	不可	不可	不可
	税制	全額損金算入	全額損金算入	半額損金算入 (一定の要件を満たす場合のみ算入)
	運用	運用者	中退共	特退共
給付	支払先	加入者個人	加入者個人	(生存)事業主 (死亡)被保険者遺族
	受取方法	一時金・年金ともに可 (但し、年金は60歳以降での退職 が要件)	一時金・年金ともに可 (但し、年金は加入期間5年以上 の退職で年金年額24万円以上 が要件(10年))	保険契約に準ずる
	金額	掛金累計と掛金納付期間で 決定する	掛金累計と掛金納付期間で 決定する	保険金額としてあらかじめ決定する
	支払時期	一時金は退職時 年金は60歳以降退職	一時金は退職時 年金は退職時 (または70歳以降退職)	退職時
	その他	掛金納付期間が ①1年未満⇒掛捨て ②1年以上2年未満 ⇒掛金相当額を下回る ③2年以上3年6ヶ月以下 ⇒掛金相当額 ④3年7ヶ月以上 ⇒掛金相当額を上回る	掛金納付期間が ①1年未満⇒掛捨て ②1年以上15年未満 ⇒掛金相当額を下回る ③15年以上 ⇒掛金相当額を上回る	—
離転職時の ポータビリティ	加入	前勤務先が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	前勤務先が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	なし
	転出	転職先企業が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	転職先企業が中退共及び特退共 ^{※4} に加入していれば通算可能	なし
退職給付会計対策		効果あり	効果あり	—
手数料(制度運営事務費)		—	△	—
懲戒解雇等の給付減額		ケースによっては一部 対応できる可能性あり	ケースによっては一部 対応できる可能性あり	対応できる
特徴		予定運用利回り1% (平成26年3月現在) ・掛金助成制度有り ・運用利回りが予定運用利回りを 上回った場合、付加退職金が給付 される場合有り ・予定運用利回りは変わる場合有り	予定運用利回り0.61% (平成26年3月現在) ・運用利回りが予定運用利回りを 上回った場合、加算給付が給付 される場合有り・予定運用利回り は変わる場合有り	契約者貸付制度を利用できる 保険金額が会社に戻ってきた時点で 益金処理し、退職者に支給した 時点で損金となる
問合せ先		中小企業退職金共済事業本部 03-6907-1234	商工会議所・商工会等	***

※2: 特定退職金共済については、特定の商工会議所の「従業員退職金共済制度」パンフレット等を基に作成しています

※3: ここで言う養老保険とは、契約者を法人、生存保険金受取人を法人、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とした場合です

※4: 勤労者退職金共済機構と退職金相当額一括引渡しの契約を締結している特定退職金共済団体に限ります

【ご参考②】代替制度決定のためのポイント

	確定給付企業年金(DB)	確定拠出年金(企業型DC)	確定拠出年金(個人型DC)
キャッシュフロー	△ ・法令に定める範囲で定額・基準給与比例等により掛金を設定(数値計算により決定) ・掛金は運用実績等に応じて変動	○ ・法令に定める拠出限度*の範囲で定額・基準給与比例等により掛金を設定 ※他の企業年金なし:月55,000円 他の企業年金あり:月27,500円 ・掛金は運用実績に応じて変動せず	○ ・法令に定める拠出限度*の範囲で加入者が任意に掛金を設定 ※第1号加入者:月68,000円 (国民年金基金等の掛金との合算額) 第2号加入者:月23,000円
企業会計	△ ・金利水準や運用実績等により費用が変動 ・原則として退職給付債務(PBO)の認識が必要(但し総合型の場合、通常掛金を費用処理)	○ ・金利水準や運用実績に拘らず費用が安定 ・退職給付債務(PBO)の認識は不要	○ ・なし
運営費用(手数料)	× ・あり(割高)	△ ・あり(割安)	△ ・あり(個人資産から充当)
社会保険料(企業負担)	○ ・なし	○ ・なし	○ ・なし
拠出税制(企業)	○ ・企業の掛金は全額が損金の対象	○ ・企業の掛金は全額が損金の対象	○ ・なし
制度設計	○ ・退職事由ごとの給付格差の設定が可能 ・懲戒の場合は給付制限が可能	△ ・退職事由ごとの給付格差の設定は不可 ・懲戒の場合も給付制限は不可(使用期間3年未満であれば資産返還が可能)	○ ・なし
給付	○ ・年金規約により決定 ・原則として退職時に受け取り ・一定の要件に該当する場合は年金・一時金の選択が可能(年金は原則として60歳以降に受け取り)	△ ・掛金累計と運用損益により決定 ・原則として60歳以降に受け取り(一定の要件に該当する場合に限り60歳前の受け取りが可能) ・年金・一時金の選択が可能	△ ・掛金累計と運用損益により決定 ・原則として60歳以降に受け取り(一定の要件に該当する場合に限り60歳前の受け取りが可能) ・年金・一時金の選択が可能
資産形成	○ ・年金規約に定めがある場合に限り、加入者(従業員等)が掛金の一部を負担する設計とすることも可能(負担に応ずる給付の設計が必要) ・老齢給付の受取開始までの据置期間に応ずる利息あり ・転職先の企業型DCや企業年金連合会等への資産の持ち運びが可能	○ ・法令に定める範囲で加入者(従業員等)が任意で拠出(企業の掛金に加算)することも可能 ・運用収益は非課税(特別法人税の課税は凍結中) ・転職先の企業型DC又は個人型DC*への資産の持ち運びが可能 ※個人型DCの管理費用等は自己負担	△ ・運用収益は非課税(特別法人税の課税は凍結中) ・転職先の企業型DCへ資産の持ち運びが可能
資産保全	○ ・あり	○ ・あり	○ ・あり
社会保険料(本人負担)	○ ・なし	○ ・なし	○ ・なし
拠出税制(本人)	△ ・加入者(従業員等)の掛金は所得控除(生命保険料控除*)の対象 ※控除の枠あり	○ ・加入者(従業員等)の掛金は所得控除(小規模企業共済等掛金控除*)の対象 ※全額が控除	○ ・掛金は所得控除(小規模企業共済等掛金控除*)の対象 ※全額が控除
給付税制(本人)	○ ・一時金:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 ・年金:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象	○ ・一時金:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 ・年金:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象	○ ・一括:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 ・分割:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象
対象範囲	○ ・正規社員のほか、厚生年金保険の被保険者である役員やパートタイマーの加入も可能	○ ・正規社員のほか、厚生年金保険の被保険者である役員やパートタイマーの加入も可能	△ ・正規社員のほか、厚生年金保険の被保険者である役員やパートタイマーの加入も可能

【ご参考②】代替制度決定のためのポイント

	中小企業退職金共済(中退共)	退職金(退職一時金)	前払い退職金(給与・賞与)
キャッシュフロー	○ ・原則として5,000円～30,000円の範囲で任意に掛金を設定 ・掛金は運用実績に応じて変動せず	× ・社内規定により設定 ・退職時に一括での支払い(退職者数等により変動)	○ ・社内規定により設定 ・原則として給与又は賞与にあわせて支払い ・分割での支払い
企業会計	○ ・金利水準や運用実績に拘らず費用が安定 ・退職給付債務(PBO)の認識は不要	△ ・金利水準や退職者数等により費用が変動 ・原則として退職給付債務(PBO)の認識が必要	○ ・金利水準や運用実績に拘らず費用が安定 ・退職給付債務(PBO)の認識は不要
運営費用(手数料)	△ ・なし(運用収益から充当)	○ ・なし	○ ・なし
社会保険料(企業負担)	○ ・なし	○ ・なし	× ・あり
拠出税制(企業)	○ ・企業の掛金は全額が損金の対象	△ ・退職時に一括で損金算入の対象(退職者数等により変動)	○ ・全額が損金算入の対象
制度設計	△ ・退職事由ごとの給付格差の設定は不可 ・懲戒の場合は厚生労働大臣の認定を受ければ給付減額が可能(資産返還は不可)	○ ・退職の事由ごとの給付格差の設定が可能 ・懲戒の場合は給付制限が可能	△ ・退職の事由ごとの給付格差の設定は不可 ・懲戒の場合も給付制限は不可(資産返還も不可)
給付	○ ・掛金月額と掛金納付月数により決定 ・予定運用利回り(現在は1.0%)が改定になる場合あり ・原則として退職時に受け取り ・60歳以降の退職で一定の要件に該当する場合は分割での受け取りが可能	○ ・社内規定により決定 ・退職時に一括での受け取り	○ ・社内規定により決定 ・原則として給与又は賞与にあわせて受け取り ・分割での受け取り
資産形成	△ ・加入者(従業員)が掛金を拠出することは不可 ・退職後の自己運用で対応 ・自己運用収益には課税 ・一定の要件に該当する場合は、中退共間や退職金通算契約を締結している特定退職金共済(特退共)等との間で通算が可能	△ ・退職後の自己運用で対応 ・自己運用収益には課税	× ・自己運用で対応 ・自己運用収益には課税
資産保全	○ ・あり	△ ・なし	△ ・なし
社会保険料(本人負担)	○ ・なし	○ ・なし	× ・あり
拠出税制(本人)	× ・加入者(従業員)の掛金の拠出は不可	× ・従業員等が拠出する概念なし	× ・従業員等が拠出する概念なし
給付税制(本人)	○ ・一括:原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象 ・分割:原則として雑所得(公的年金等控除あり)の対象	○ ・原則として退職所得(退職所得控除あり)の対象	× ・給与所得(給与所得控除あり)の対象
対象範囲	△ ・正規社員のほか、パートタイマーの加入も可能(原則として役員の加入は不可)	○ ・社内規定により設定(役員の取扱には注意が必要)	○ ・社内規定により設定(役員の取扱には注意が必要)

代替制度決定のためのポイントスコアリング

		確定給付 企業年金	確定拠出 年金 (企業型)	確定拠出 年金 (個人型)	中小企業 退職金 共済	退職 一時金	前払 (給与上乘)
企業(事業所)への影響	キャッシュフローの 安定性						
	企業会計への 影響						
	運営費用 (手数料)						
	社会保険料 (企業)						
	拠出税制(企業)						
	従業員 人数規模						
個人(従業員)への影響	給付						
	資産形成						
	資産保全						
	社会保険料(本人)						
	拠出税制 (本人)						
	給付税制 (本人)						
	加入対象 範囲						

